

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	国連公海等生物多様性協定（BBNJ協定）の概要
著者 / 所属	小檜山 智之 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	475号
刊行日	2025-4-25
頁	68-79
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250425.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

国連公海等生物多様性協定（BBNJ協定）の概要

小檜山 智之

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. BBNJ協定の交渉経緯
3. BBNJ協定の概要
 - (1) いずれの国の管轄にも属さない区域
 - (2) 海洋遺伝資源（利益の公正かつ衡平な配分を含む。）
 - (3) 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置
 - (4) 環境影響評価
 - (5) 能力の開発及び海洋技術の移転
 - (6) その他の規定
4. おわりに

1. はじめに

世界には未知の生物も含めると、およそ3,000万種とも推定される数多くの生物が存在し¹、とりわけ深海域等においては未知の生物が多数存在するとされている。他方で、人間活動や気候変動、環境汚染などにより生物多様性が失われていく中、世界は生物多様性条約（1993年発効、日本は同年に締結）を始めとする取組を行ってきた。

生物多様性条約は主としてそれぞれ自国の管轄権の及ぶ区域を対象とする規律となっており、いずれの国の管轄にも属さない区域（詳細は3.（1）を参照。）についても、生物多様性に関するルールの確立が提起され、国連を中心とする枠組みにおいて議論が継続されてきた。

2023年6月19日、約20年間に及ぶ議論を経て、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用について定める「国連公海等生物多様性協定²」（Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction、以下「B

¹ 環境省ウェブサイト「生物多様性とは何か」〈<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/about.html>〉（令7.4.10最終アクセス、以下URLの最終アクセスの日付はいずれも同日）。

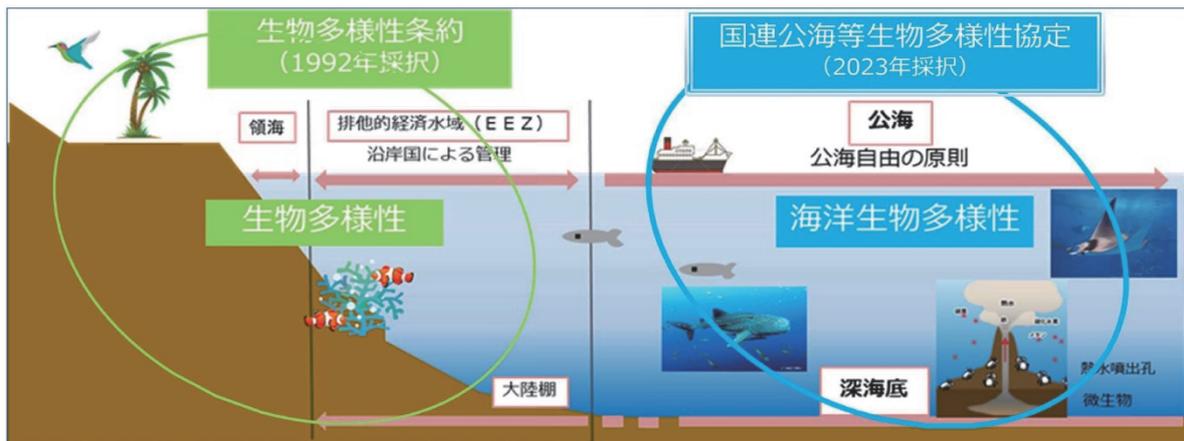
² 正式名称は「海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物

BBNJ協定」又は単に「協定」という。)がコンセンサスで採択された。同協定は、主に①海洋遺伝資源(利益の公正かつ衡平な配分を含む。)、②区域に基づく管理手段(海洋保護区を含む。)等の措置、③環境影響評価、④能力の開発及び海洋技術の移転等について定めるものであり、海洋法に関する国際連合条約(以下「国連海洋法条約」又は単に「条約」という。)の3番目の実施協定となるものである³。

政府は、2025年3月11日に協定の承認案件を国会(衆議院)に提出した⁴。

本稿では、BBNJ協定の交渉経緯及びその主な内容等について紹介することとしたい。

図 生物多様性条約とBBNJ協定が規律する領域



(出所) 外務省資料

2. BBNJ協定の交渉経緯

本節では、協定の交渉経緯について確認しておきたい。1990年代以降、海洋における人間の活動及びその影響の範囲が拡大した結果、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋生物の多様性についても、その保全及び持続可能な利用に関するルールが必要であるとの認識が国際社会において高まった。

BBNJ協定の交渉に当たって各国は①EU及び途上国、②G77+中国、③日本や米国、カナダ等のグループに分かれた⁵。①のグループは海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本原則を規定する条約の下での新たな実施協定の策定が必要であると主張し、②のグループは、1970年に国連総会が採択した深海底原則宣言が述べる「いずれの国の管轄にも属さない区域の海底及びその下並びにその資源は、人類の共同財産である」との部分は今や深海底の生物多様性にも適用可能な慣習国際法になっていると主張した。他方で、

の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定」。

³ これまで条約の下においては「条約第11部実施協定」(1996年発効)、「国連公海漁業協定」(2001年発効)が採択されてきた。

⁴ 協定は2025年4月10日時点で、112か国が署名し、21か国が締結している(未発効)。なお、署名は2023年9月20日から2025年9月20日まで開放されているところ(第65条)、署名は協定を締結するための要件になっておらず、日本は署名を行わずに協定を締結する見込みである。

⁵ 坂元茂樹「国連海洋法条約の展開とBBNJ」坂元茂樹、前川美湖編『海の生物と環境をどう守るか』(西日本出版社、2022年)16~18頁

③のグループは、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の探査活動は条約によって認められた活動であるため、新たな規制は必要ないと主張した。

各グループの主張に隔たりが見られる中、国連においては、「海洋と海洋法に関する国連非公式協議」が1999年に設置され、2003年には「脆弱な海洋生態系の保全」について、翌2004年には「国家管轄権を超えた生物多様性の持続的な利用」について議論された⁶。同年11月の国連総会決議において、国連総会は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する問題を研究するためのアドホック・オープンエンド非公式作業部会を設置することを決定した。同作業部会は、2006年から2015年の間に9回の会合を開催し、2015年1月に国連総会に対して、国連海洋法条約に基づく法的拘束力のある文書を作成することを勧告した。

国連総会は、2015年6月、当該文書の草案に含めるべき要素を検討するための準備委員会の設置を決定した。同準備委員会は、2016年から4回の会合を経て、2017年7月、国連総会に対して、当該文書の草案に含めるべき要素を勧告した。同年12月、国連総会は、その勧告を踏まえ、国連海洋法条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する法的拘束力のある国際的な文書に係る政府間会議の設置を決定し、各国政府間における条文作成作業を開始した。同政府間会議は、2018年から2023年にかけて交渉を継続し、2023年6月19日に協定がコンセンサスで採択された。

3. BBNJ協定の概要

(1) いずれの国の管轄にも属さない区域

まず、BBNJ協定が適用範囲とする「いずれの国の管轄にも属さない区域」(Areas Beyond National Jurisdiction)について確認しておきたい。協定において、いずれの国の管轄にも属さない区域は「公海及び深海底」であると定義されている(第1条2。以下、単に条名を記した場合は協定における条を示す。)

公海(High Seas)については条約は、いずれの国の排他的経済水域、領海若しくは内水又はいずれの群島国の群島水域にも含まれない範囲としており、公海の地理的な範囲を明確には規定していない⁷(条約第86条)。公海については、どの国も自国の主権を主張することができない一方、条約は公海を全ての国が自由に利用できる「公海自由の原則」を掲げている⁸。公海の内には、航行の自由、上空飛行の自由、漁獲の自由、海洋の科学的調査の自由等が含まれている(条約第87条)。なお、公海は、海洋表面の約60%、海洋体積の95%近くを占めるとされる⁹。

深海底(Area)は、条約において「国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下をいう。」と定義されており(条約第1条1(1))、深海底及びその資源は、「人類の共同

⁶ 柳井俊二編『海と国際法』(2024年、信山社)201~203頁

⁷ 柳原正治、森川幸一、兼原敦子『プラクティス国際法講義〈第4版〉』(信山社、2022年)231頁

⁸ 小松一郎『実践国際法(第3版)』(信山社、2022年)134頁

⁹ 地球環境基金ウェブサイト<<https://www.thegef.org/what-we-do/topics/areas-beyond-national-jurisdiction>>

の財産 (common heritage of mankind)」であると規定されている (条約第136条)。いずれの国も深海底又はその資源について主権又は主権的権利を主張し又は行使してはならない。なお、ここに言う資源は鉱物をいう (条約第133条)。

条約は、公海及び深海底における生物多様性の保全やその持続可能な利用について、詳細な規定を置いていないことから、BBNJ協定においてその詳細が規定されることとなった。

(2) 海洋遺伝資源 (利益の公正かつ衡平な配分を含む。)

協定第2部は、「海洋遺伝資源 (利益の公正かつ衡平な配分を含む。)」について定める。海洋遺伝資源は、「遺伝の機能的な単位を有する海洋の植物、動物、微生物その他に由来する素材であって、現実の又は潜在的な価値を有するものをいう」と定義されている (第1条8)。

海洋遺伝資源は、直接当該遺伝資源を機能性食品として、また、健康食品や化粧品の素材などに利活用したり、創薬に資するスクリーニングが行われるなど¹⁰、食品分野、化粧品、医薬品などにおいて特に注目されている。国連海洋法条約の交渉時に期待された深海底の鉱物資源が採算性の面から今日でも実際の開発に至っていないのに対し、水深2,000メートルにある熱水鉱床に存在する遺伝資源の開発の方が現実味を帯びている¹¹。一方で、そうした領域にアクセスし、研究、開発を実施する能力は、先進国が先行しており、開発途上国との間の能力の差は大きい。

この部においては、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源及び当該海洋遺伝資源に係るデジタル配列情報 (DSI)¹² (以下「海洋遺伝資源等」という。) に関する活動の法的枠組みについて定めるとともに、そのような活動から生じる利益の公正かつ衡平な配分について規定している。また、協定上、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源等に関する活動は、全ての国の利益であり、かつ、全人類の利益のためのものであるとされている (第11条6)。

また、協定はこの部の目的として、①いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源等に関する活動から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、②締約国、特に開発途上締約国が、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源等に関する活動を実施するための能力の開発及び向上、③知見、科学的な知識及び技術革新の創造、④海洋技術の発展と移転を掲げている (第9条)。

ア 協定の適用範囲

この協定の規定は、それぞれの締約国についてこの協定の効力発生後に採取され、及び生成されたいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源等に関する活動につい

¹⁰ 竹山春子・西川洋平・丸山浩平「海洋遺伝資源の利活用の進展」坂元、前川編・前掲脚注5、87頁

¹¹ 柳井・前掲脚注6、200頁

¹² 協定においてはDSIの定義が置かれていない。他方でDSIについては、協定交渉の過程で「コンピュータ上の海洋遺伝資源」と呼ばれていたことから、一般的には「塩基配列データ」、つまりデータベース上の「遺伝情報」を意味すると解されているとされる (本田悠介「BBNJ協定採択の意義と課題」(国際法学会エキスパート・コメント No. 2024-3) 5頁<<https://jsil.jp/wp-content/uploads/2024/03/expert2024-3.pdf>>)。

て適用することとしている。さらに、協定は、その発効前に採取され、又は生成された海洋遺伝資源等の利用についても遡及的に適用する旨規定している。一方で、協定はこの遡及効については、第70条の規定に従って書面により除外を設けることを認めている（第10条1）。日本は、過去に公海及び深海底において取得した海洋遺伝資源等が膨大で把握困難であることに加え、法の遡及適用は望ましくないという観点から、同規定に基づき遡及効について書面により除外を設ける予定である¹³。

なお、この部の規定は、関連する国際法に基づいて規制される漁獲等や締約国の軍事的活動については適用しないこととされている（同条2及び3）。

イ 海洋遺伝資源等に関する活動

いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源等に関する活動は、地理的な位置のいかんを問わず全ての締約国並びにその管轄下にある自然人及び法人が実施することができる（第11条1）。いずれの国も、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源に対して主権又は主権的権利を主張し、又は行使してはならない（同条4）。また、このような活動は、専ら平和的な目的のために行われなければならない（同条7）。

締約国は情報がこの部の規定に従い情報交換の仕組みに通報されることを確保するため、必要な立法上、行政上又は政策上の措置を採らなければならないこととされている（第12条1）。情報交換の仕組みには、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋遺伝資源の生息域内での採取の6か月前に、又は当該採取の前に可能な限り速やかに、採取の性質及び目的、研究の対象となる事項又は採取する海洋遺伝資源、採取を行う地理的区域等の情報について通報する（同条2）。情報交換の仕組みは、通報があった場合には「BBNJ標準バッチ識別記号¹⁴」を自動的に生成することとなっている（同条3）。また、締約国は、自国の管轄の下にあるデータベース及び実行可能な範囲において保管場所について、BBNJ標準バッチ識別記号と結び付いた海洋遺伝資源等の取得の機会についてまとめた報告書を2年ごとに作成することを確保する（同条7）。

ウ 利益の公正かつ衡平な配分

目的において述べられているとおり、協定はいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源等に関する活動から生ずる利益を、公正かつ衡平に配分するための枠組みを定めている。当該利益は、金銭的か否かを問わず公正かつ衡平に配分し、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献しなければならないと規定された（第14条1）。また、締約国は、自国の管轄の下にある自然人又は法人による海洋遺伝資源等に関する活動から生ずる利益が、この協定に従って配分されることを確保するために、必要な立法上、行政上又は政策上の措置を採らなければならない（同条11）。

¹³ 同旨の除外は、フランス、韓国、スペインも行っている（国連ウェブサイト<https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&tdsg_no=XXI-10&chapter=21&clang=en>）。

¹⁴ 取得年月日や場所、活動主体等について、任意の文字列や番号・記号等によって示された海洋遺伝資源等ごとの固有の識別子（ID）を意味する。他方、この規定は条約交渉の最終段階で突如挿入されたものであり、かつ、高度に技術的な内容であることから、詳細については実務上の運用に委ねられることとなっている（本田・前掲脚注12、5頁）。

(ア) 非金銭的利益

非金銭的な利益は、標本、D S I、科学的データの取得の機会、情報交換の仕組みへの通報に含まれる情報、海洋技術の移転、能力開発及び科学者等のための連携の機会、技術的及び科学的な協力等の形式で配分する（第14条2）。また、締約国は、自国の管轄の下にある自然人又は法人が利用するいずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源等が、B B N J 標準バッチ識別記号とともに、利用の開始から3年以内に、又は利用可能となったときは速やかに、公に利用可能な保管場所及びデータベースに保管されるよう、必要な立法上、行政上又は政策上の措置を採ることとなっている（同条3）。

(イ) 金銭的利益

協定は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源等の商業化を含む利用から生ずる金銭的な利益は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、資金供与の制度を通じて、公正かつ衡平に配分すると規定する（第14条5）。金銭的な利益の配分の方法については、取得の機会・利益配分委員会¹⁵の勧告を考慮して、締約国会議が決定する。当該決定について、締約国会議はコンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、出席しかつ投票する締約国の4分の3以上の多数による議決で採択する。金銭的な利益の配分の方法には、段階ごとの支払、製品の販売からの収入の一定の割合の支払を含む商業化に関する支払又は拠出等を含めることができる（同条7）。金銭的な利益の配分の方法について締約国会議が決定を行うまでの間、先進締約国¹⁶は、自国の分担金の50%の額の年次拠出金を特別基金に支払うこととなっている（同条6）。

締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域の海洋遺伝資源等の利用から生ずる金銭的な利益について、特別基金への年次拠出金の検討を含め、取得の機会・利益配分委員会の勧告を考慮して、2年ごとに検討し、及び評価することとされており、最初の検討は協定発効後5年以内に行われることになっている（同条10）。

(3) 区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。）等の措置

生物多様性や海洋環境の保護、保全のためには、重要な一定の地理的範囲を保護区域等として指定し、その範囲を管理する措置が効果的であるとされ¹⁷、2022年に生物多様性条約の締約国会議が採択した「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」においては、2030年までに陸域及び内水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%を保護地域等とすることを目標に掲げている（いわゆる「30by30」目標）。

B B N J 協定においては、第3部が区域に基づく管理手段¹⁸について規定している。協定

¹⁵ 取得の機会・利益配分委員会は第15条によって設置され、利益の配分のための指針を作成し、透明性を与え、並びに金銭的及び非金銭的な利益双方の公正かつ衡平な配分を確保するための媒体としての役割を果たす（第15条1）。

¹⁶ 「先進締約国」は協定において定義がなく、協定発効後の締約国会議において議論されることとなる。

¹⁷ 西本健太郎「国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する協定（B B N J 協定）」『法学教室』（2024年1月）11～12頁

¹⁸ 協定においては「この協定に基づく保全及び持続可能な利用に係る特定の目的を達成するため、地理的に特定された区域において一又は二以上の分野又は活動を管理する手段（海洋保護区を含む。）をいう。」と定義

はその目的として、保護を必要とする区域を保全し、及び持続可能であるように利用することや、区域に基づく管理手段（海洋保護区を含む。以下同じ。）を策定し、実施し、監視し、管理し、及び執行するに当たり能力の開発並びに海洋技術の発展及び移転を行うことを通じ、開発途上国である締約国を支援すること等を掲げており（第17条）、この部において区域に基づく管理手段を設定するための詳細な手続きを定めている。

ア 区域に基づく管理手段の提案

この部の規定に基づく区域に基づく管理手段の設定に関する提案は、締約国が単独で又は共同して事務局¹⁹に提出する（第19条1）。ただし、その設定に当たっては、国の管轄の下にあるいかなる区域も含んではならないこととされている（第18条）。また、提案には、対象となる区域に関する地理的又は空間的な説明、区域の特定のための基準に関する情報、海洋環境及び生物の多様性の状態に関する説明、保全等の目的に関する説明、管理計画案等の主要な要素を含める（第19条4）。

イ 提案の公表、協議

事務局は、受領した書面による提案を公に利用可能なものとし、予備的な検討のため科学技術機関²⁰に送付する。科学技術機関は、必要とされる情報が当該提案に含まれていることを確認するため予備的な検討を行う。事務局は、その結果を公に利用可能なものとし、提案国に伝達する。提案国は、その結果を考慮した上で、当該提案を事務局に再送付する。事務局は、これを締約国に通報し、及び公に利用可能なものとし、並びに協議を促進する（第20条）。提案に関する協議は、包摂的で透明性のある、かつ、全ての関連する利害関係者に開かれたものとする（第21条1）。

ウ 区域に基づく管理手段の設定

締約国会議は、最終的な提案及び管理計画案並びに科学技術機関の助言及び勧告に基づき、区域に基づく管理手段の設定及び関連する措置について決定を行う（第22条1）。設定された区域に基づく管理手段の全部又は一部がその後に沿岸国の管轄に含まれることとなった場合²¹には、その沿岸国の管轄の下にある部分については、直ちに効力を失う。引き続きいずれの国の管轄にも属さない区域にある部分については、締約国会議がその次回の会合において、必要に応じ、区域に基づく管理手段の変更又は廃止を検討し、かつ、決定するまでの間、引き続き効力を有する（同条6）。

エ 意思決定

この部の規定に基づく決定及び勧告は、原則として、コンセンサス方式によって行う

されている（第1条1）。なお、海洋保護区については、別途定義がなされているが、海洋保護区のみにも適用される規定は存在しないため、協定の適用上区別の実益はない（西本・前掲脚注17、12頁）。

¹⁹ 事務局は第50条によって設置され、締約国会議及びその補助機関への運営上の支援の提供、締約国会議等の会合の準備、この協定の実施に関する情報の送付等、締約国会議が決定し、又はこの協定に基づいて与えられるその他の任務を遂行する（第50条4）。

²⁰ 科学技術機関は第49条によって設置され、締約国会議の権限及び指導の下で、締約国会議に科学的及び技術的な助言を行い、この協定に基づく任務及び締約国会議が決定するその他の任務を遂行し、並びにその活動について締約国会議に報告する（第49条4）。

²¹ 例えば沿岸国が新たに排他的経済水域を設定する場合や、条約に基づいて申請された大陸棚の延長が認められた場合などを指す。

(第23条1)。これは、決定について、当該決定が行われた締約国会議の会合の後120日で効力を生じ、全ての締約国を拘束するため(同条3)、コンセンサスを原則としているものである。なお、コンセンサスに達しない場合には、出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決でコンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われたことを決定した後、出席しかつ投票する締約国の4分の3以上の多数による議決で行う(同条2)。

いずれの締約国も、上記120日間の期間内に事務局への書面による通告を行うことにより、採択された決定について異議を申し立てることができ、当該締約国は当該決定に拘束されない(同条4)。決定に対する異議については、異議を申し立てた締約国が事務局に対して書面による通告を行うことにより、当該決定の効力発生の後3年ごとに更新することができる(同条8)。更新制となっている理由は、例外である異議申し立てについてフォローアップすることにある。なお、更新の通告が受領されない場合には、異議は、自動的に撤回される(同条9)。

オ 監視及び検討

締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域で行われる自国の管轄又は管理の下にある活動が、この部の規定に従って採択された決定と整合的に行われることを確保する(第25条1)。締約国は、設定された区域に基づく管理手段及び関連する措置の実施に関し、締約国会議に報告する。締約国会議は、採択した区域に基づく管理手段及び関連する措置の変更、延長又は廃止について、必要に応じ、決定又は勧告を行う(第26条1及び5)。

(4) 環境影響評価

国連海洋法条約は海洋環境の保護及び保全について規定し、第206条において環境影響評価を実施する義務を定めている。しかし、いずれの国の管轄にも属さない区域における活動に関する環境影響評価の手法や基準は確立していなかったため、いかなる場合にどのような活動が規制の対象になるのかが不明確であった²²。

BBNJ協定は第4部において、環境影響評価²³の実施及び報告のための詳細なプロセスやその他の要件について定めており、条約の関連規定を運用するための枠組みを提供している。

ア 環境影響評価を実施する義務

締約国は、いずれの国の管轄にも属さない区域で実施される自国の管轄又は管理の下にある計画された活動を許可する前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響がこの部の規定に従って評価されることを確保する(第28条1)。国の管轄の下にある海域で実施される計画された活動を管轄し、又は管理する締約国は、当該活動がいずれの国の管轄にも属さない区域において実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ

²² 本田・前掲脚注12、7頁

²³ 協定は、環境影響評価を「意思決定の根拠を提供するために活動の潜在的な影響を特定し、及び評価する過程」と定義している(第1条7)。

有害な変化をもたらすおそれがあると判断する場合には、当該活動の環境影響評価がこの部の規定に従って実施され、又は環境影響評価が自国の国内手続に従って実施されることを確保する。自国の国内手続に従って環境影響評価を実施する締約国は、適時に情報交換の仕組みを通じて関連情報を利用可能なものとし、並びに当該活動が監視されること、情報交換の仕組みを通じて環境影響評価報告書及び関連する監視報告書を利用可能なものとすることを確保する（同条2）。

ただし、いずれの国の管轄にも属さない区域における計画された活動について、他の関連する法的文書若しくは法的枠組み又は関連する世界的な、地域的な、小地域的な若しくは分野別の機関の定める要件に従って評価されている場合や、国際的規制又は規格によって環境への悪影響が管理されている場合には、環境影響評価は免除されている（第29条4）。

イ 環境影響評価の過程

締約国は、この部の規定に基づく環境影響評価の実施の過程において、①評価の要否を決定するための選別、②範囲の選定、③影響の評価、④潜在的な悪影響の防止、緩和及び管理、⑤公の通報及び協議、⑥環境影響評価報告書の作成及び公表の手順が含まれることを確保しなければならない（第31条1）。

ウ 環境影響評価報告書

環境影響評価報告書には少なくとも以下の情報を含める（第33条2）。

表 環境影響評価報告書に含める内容

<ul style="list-style-type: none">・計画された活動（その場所を含む。）についての説明・範囲の選定の実施の結果についての説明・影響を受けるおそれのある海洋環境の基本評価・潜在的な影響についての説明・防止、緩和及び管理のための潜在的な措置についての説明・不確実性及び知識の欠如についての説明・公の協議の手続についての情報・計画された活動の合理的な代替案の検討についての説明・事後の措置（環境管理計画を含む。）についての説明・平易な要約

（出所）筆者作成

エ 意思決定

計画された活動が自国の管轄又は管理の下にある締約国は、当該活動を実施することができるか否かを決定する責任を負い、計画された活動を実施することができるか否かを決定する場合には、この部の規定に従って実施された環境影響評価を十分に考慮することとされている。（第34条1及び2）。

オ 戦略的環境評価

締約国は、自国の管轄又は管理の下にある活動に関連する計画であっていずれの国の管轄にも属さない区域で実施されるものについて、当該計画が海洋環境に及ぼす潜在的な影響を評価するため、戦略的環境評価²⁴の実施を検討する(第39条1)。締約国会議は、戦略的環境評価の各区分の実施に関する指針を作成することとされている(同条4)。

(5) 能力の開発及び海洋技術の移転

B B N J 協定は、条約の関連規定の効果的な実施並びに一層の国際的な協力及び協調を通じて、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用を現在において及び長期的に確保することを目的とする(第2条)が、それは、全ての国がその規定を実施し、かつ、この協定の下で行われる活動に参加することができる場合に最も効果的に達成され得る。また、国連海洋法条約において規定される海洋技術の移転について不満を持つ開発途上国もあったとされる²⁵。こうした観点から、協定においては、第5部に能力の開発及び海洋技術の移転²⁶に関する規定が設けられた。

まず、締約国は、能力の開発並びに海洋科学及び海洋技術の発展及び移転を通じてこの協定の目的を達成するため、特に開発途上国である締約国を支援するために協力するとともに、この協定に基づいて能力の開発及び海洋技術の移転を行うに当たり、全ての段階及びあらゆる形態で協力する(第41条1及び2)。

また、締約国は、その能力の範囲内で、開発途上国である締約国の能力の開発を確保し、並びに特に海洋技術の移転を必要とし、及び要請する開発途上国である締約国に対して海洋技術の移転を行うために協力する(第42条1)。なお、この協定に基づいて行われる海洋技術の移転は、緩和された、かつ、特恵的な条件を含む公正かつ最も有利な条件で、並びに相互に合意する条件及びこの協定の目的に従って実施される(第43条2)。

この部の規定に従って行われる能力の開発及び海洋技術の移転は、定期的に監視され、及び検討される(第45条1)。さらに、能力開発・海洋技術移転委員会は、締約国会議の権限の下で、開発途上国である締約国のニーズ及び優先度の評価及び検討、能力の開発及び海洋技術の移転を推進し、及び実施するための資金供与の制度に基づく資金の特定及び動員等を目的として、監視及び検討を行うこととされている(同条2)。

(6) その他の規定

ア 締約国会議

締約国会議は協定の運用に関し、意思決定を行う機関であり、重要な役割を果たしている。特にその第1回会合においては、締約国会議及びその補助機関の手続規則並びに

²⁴ 最近では個別の事業計画の影響を評価する狭義の環境影響評価に加えて、計画、プログラム、政策又は立法が環境に及ぼす影響を対象とする戦略的環境評価が注目を集めているとされる(西本・前掲脚注17、14頁)。

²⁵ 本田・前掲脚注12、8頁

²⁶ この協定においては、「能力の開発」及び「海洋技術の移転」を定義していない。一般的には、能力の開発及び海洋技術の移転の種類については、人的な、財務管理上の、科学的な、技術的な、組織上の及び制度的な資源その他の資源に係る締約国の能力の創出又は向上のための支援が含まれ得るが、これらに限定されない(第44条1)。なお、その細目は協定の附属書IIにおいて定められている(同条2)。

締約国会議の予算並びに事務局及び当該補助機関の予算を規律する財政規則をコンセンサス方式によって採択することとなっている（第47条4）。なお、締約国会議の第1回会合は、国連事務総長がこの協定の効力発生の後1年以内に招集すると規定されている（同条2）。このため、協定を早期に締結し、締約国会議の第1回会合においてなされるルールメイキングに参加する必要性は高いと言える。

締約国会議は、決定及び勧告をコンセンサス方式によって採択するためにあらゆる努力を払う。この協定に別段の定めがある場合を除き、コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、実質問題については出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で、また、手続問題については過半数による議決で採択する（同条5）。なお、予算については、コンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われた場合には、出席しかつ投票する締約国の4分の3以上の多数による議決で採択する（同条6）。

このほか、締約国会議は、海洋遺伝資源等の金銭的利益の配分方法の決定、区域に基づく管理手段の設定及び関連措置に関する決定、環境影響評価に関する指針の採択など、協定の運用に係る主要な決定を行う権限を有している。

イ 情報交換の仕組み

協定は、情報交換の仕組みを設置している（第51条1）。情報交換の仕組みの具体的な運用方法は締約国会議が決定することとされている（同条2）。

情報交換の仕組みは主に次のことを行う。すなわち、締約国がこの協定の規定に基づいて行われる活動に関する情報にアクセスし、当該情報を提供し、及び周知するための単一のプラットフォームとしての役割を果たすこと、能力の開発に関するニーズと利用可能な支援及び海洋技術の移転を行う者とを結びつけることを容易にし、並びに関連するノウハウ及び専門知識へのアクセスを容易にすること、透明性の強化を促進すること、国際的な協力及び協調を促進することなどである（同条3）。

ウ 資金供与の制度

資金供与の制度に関する規定は、協定の実施を後押しするための重要な規定となっている。締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画を考慮して、この協定の目的を達成するための活動に関する資金を提供する（第52条1）。協定上、資金供与の制度には、①開発途上国である締約国の代表者がこの協定に基づいて設置される機関の会合に参加することを促進するための任意の信託基金、②先進締約国による年次拠出金、金銭的な利益配分の方法に基づく支払、締約国及び民間団体からの追加的な拠出金により支弁する特別基金、③地球環境基金²⁷の信託基金が含まれている（同条4）。

また、締約国会議は、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に取り組む緊急性に鑑み、全ての資金源からの特別基金へ

²⁷ 地球環境基金（GEF）は、この協定を含む6つの環境関連協定・条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置されている信託基金で、世界銀行、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）等の国際機関がGEFの資金を活用してプロジェクトを実施する（外務省ウェブサイト<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kan/gbl_env.html>）。

の2030年までの当初の資金の動員に係る目標を決定すると規定されている（同条11）。

エ 効力発生

この協定は、60番目の批准書、承認書、受諾書又は加入書が寄託された日の後120日で効力を生ずる（第68条1）。

4. おわりに

2030年までの国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）の目標14は、「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」であるが、そのターゲットの目標年は2020年までに達成する目標が多く、海洋環境に関しては2030年では間に合わないという危機感があると指摘される²⁸。BBNJ協定は、国連海洋法条約に詳細な規定がないいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用のためのルールを定めるものであり、その早期発効は、当該目標とターゲットの達成に寄与するものとなり得よう。

また、SDGsと並行して生物多様性条約の下においても、前述のとおり「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに陸域及び内水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%を保護地域等とする30by30目標が進行している（3.（3）参照）。協定の区域に基づく管理手段等の措置は、30by30目標の達成を後押しし、国際的な海洋環境の保護に係る取組を促進するものになると期待される。

協定については2025年6月の国連海洋会議に向けて各国が締結を目指しているとされ、早ければ同年秋にも発効する可能性がある。他方で、協定はその運用について、詳細の多くを締約国会議による決定に委ねている。そのルールメイキングは第1回会合で行われることから、日本としても協定を早期に締結し、協定の具体的な運用について早い段階から議論に参加していくことが望まれる。

（こひやま ともゆき）

²⁸ 白山義久「国家管轄権外区域の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国連海洋法条約の下での協定（通称BBNJ協定）の意義と今後の課題」（2024. 12. 4）（一般社団法人平和政策研究所ウェブサイト〈<http://ippjapan.org/archives/8581>〉）